

大総務第 82 号
令和 2 年 2 月 7 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正することについて、同条第 5 項の規定に基づき諮問します。

記

1 改正内容

- (1) 条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙 1 記載の法人を条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人である外郭団体として条例施行規則別表第 2 に掲げること。
- (2) 条例施行規則別表第 2 に掲げられている別紙 2 記載の法人を条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として条例施行規則別表第 1 に掲げること。
- (3) 条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙 3 記載の法人を引き続き条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として同表に掲げること。

2 改正期日

令和 2 年 4 月 1 日

アジア太平洋トレードセンター株式会社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的の内容

本市が当該法人のために負担している当該法人に対する金融機関の貸金債権の損失補償債務に係る債権の発生を回避すること。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第 4 条第 1 号ア(7)に該当)

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の行政目的を達成することが困難である理由

当該法人は、本市の損失補償債務に係る金融機関の貸金債権の債務者であるため。

(3) (1)の行政目的を達成するために当該法人に求める役割

本市の損失補償債務に係る当該法人に対する金融機関の貸金債権が回収不能とならないよう健全な財務運営を図り、当該貸金債権に係る債務を着実に履行すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人の事業経営の指導及び調整の必要性

当該法人は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停を経て再建中の法人であり、本市が当該法人のために負担している多額の損失補償債務は本市にとって大きな財務リスクであることから、当該法人の再建が着実に果たされているかを厳重に監視監督する必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の再建が着実に果たされているかを監視監督するためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 4 条第 2 号において引用する同規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 99.9%

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号ア(7)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

クリスタ長堀株式会社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的の内容

本市が当該法人のために負担している当該法人に対する金融機関の貸金債権の損失補償債務に係る債権の発生を回避すること。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程(以下「指定基準規程」という。)第4条第1号ア(7)に該当)

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の行政目的を達成することが困難である理由

当該法人は、本市の損失補償債務に係る金融機関の貸金債権の債務者であるため。

(3) (1)の行政目的を達成するために当該法人に求める役割

本市の損失補償債務に係る当該法人に対する金融機関の貸金債権が回収不能とならないよう健全な財務運営を図り、当該貸金債権に係る債務を着実に履行すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人の事業経営の指導及び調整の必要性

当該法人は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停を経て再建中の法人であり、本市が当該法人のために負担している多額の損失補償債務は本市にとって大きな財務リスクであることから、当該法人の再建が着実に果たされているかを厳重に監視監督する必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の再建が着実に果たされているかを監視監督するためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第4条第2号において引用する同規程第3条第1項第2号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 99.9%

(指定基準規程第3条第1項第2号ア(7)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

一般財団法人大阪市文化財協会

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市の区域内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を確保し維持していくことができる数少ない事業者の中でも、本市の区域内を主たる活動エリアとする唯一の事業者であり、本市や本市が設立した地方独立行政法人等には当該事業を行う体制がなく、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する活動主体は当該法人以外にないため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ア(ア)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市の区域内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業の委託先として、将来にわたって必要な人材を安定的かつ継続的に確保していくこと。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

現在当該法人が本市からの受託事業として行っている本市の区域内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業については委託契約により監理することができるが、当該法人に埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を安定的かつ継続的に確保させ、本市の区域内において、将来にわたって継続して埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市の財政的支援（特命随意契約による本市との業務委託契約及び同契約に戻づく委託料の支払い）があること。

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号イ(ア)に該当)

本市の職員派遣等があること。

(指定基準規程第3条第1項第2号イ(イ)Aに該当)

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

株式会社大阪水道総合サービス

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

ア (1)の施策を達成する上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）の公益性及び本市の関与の必要性

当該法人は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねてきており、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の民間事業者である。

イ 当該法人が行う本市の補完・代替活動を活用する必要性

他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を本市直営で行う場合には本市水道事業自体の運営に影響を及ぼすことが考えられるが、当該法人の事業活動を活用することによって、他の水道事業者に対する支援を本市水道事業の運営に影響を及ぼすことなく、より効率的かつ効果的に行うことができるため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(7)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

水道事業者である他の市町村に対する技術的な支援や人材の確保及び育成等の支援業務の委託先として、委託に係る支援業務を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための水道事業に関する総合的な技術やノウハウ・人材の確保、蓄積・養成を行っていくこと。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の補完・代替活動について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

技術支援契約の締結先である市町村に対して当該法人が実施する単年度の支援は委託契約や連携協定の締結により監理することができるが、そもそも市町村に対する支援については、採算ベースに乗せることが困難な業務であり、営利を目的とする当該法人と利害が反する内容のものであることから、当該法人に市町村に対する支援に関する総合的な技術やノウハウ・人材を安定的かつ継続的に確保させ、将来にわたって継続して支援業務を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性

にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 100%
(指定基準規程第3条第1項第2号ア(ア)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無
なし。

社会福祉法人大阪社会医療センター

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人については、複雑な個人的事情を抱え行政に対する様々な思いを持つ方も多いという、あいりん地域及びその周辺地域の状況に鑑み、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスの提供を、本市の事業としてではなく当該法人の事業を支援する形で行ってきた経過があり、本市や本市が設立した地方独立行政法人等には当該事業を行うノウハウや体制がなく、当該法人は、安定的かつ効率的に当該事業を行うための豊富な経験・ノウハウや体制を有する唯一の事業者である。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ア(ア)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

あいりん地域及びその周辺地域における無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するとともに、当該地域における医療・福祉に関する実情等の情報を本市に提供すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

現在当該法人は本市からの補助金を受けて行っている無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を行っているが、当該法人が診療の確保や相談支援等に関する知識・ノウハウを有する人材を安定的かつ継続的に確保し、将来にわたって継続して無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を行うようにしていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市の財政的支援（資本金の全額出資）があること。

(指定基準規程第3条第1項第2号イ(ア)に該当)

本市の職員派遣等があること。

(指定基準規程第3条第1項第2号イ(イ)Aに該当)

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

阪神国際港湾株式会社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

阪神港（大阪港及び神戸港）のうち大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、国土交通大臣から、港湾法第43条の11の規定に基づき、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭を一体的に運営する港湾運営会社の指定を受けて、大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭のうち港湾管理者である本市が管理するもの以外の外貿埠頭及びフェリー埠頭を運営しており、大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大と貨物取扱量の増加を図るに当たっては、港湾管理者の本市の主導の下で当該法人と緊密に連携していく必要があるため。

（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(エ)に該当）

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市の主導の下で本市と一体となって、主に輸入港である大阪港の実情を踏まえて当該法人が運営する外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

大阪港全体の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大並びに貨物取扱量の増加を図っていくためには、当該法人の事業活動を港湾管理者である本市の指導の下で主に輸入港である大阪港の実情を踏まえたものとしていく必要があります、そのためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 30.8%

（指定基準規程第3条第1項第2号ア(イ)に該当）

本市の財政的支援（金銭の貸付け及び負担金の交付）があること。

（指定基準規程第3条第1項第2号ア(イ)Aに該当）

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無あり。

国（財務大臣）（当該法人の株式に係る議決権比率 34.2%）

神戸市（当該法人の株式に係る議決権比率 30.8%）

なお、当該法人に対する影響力が本市と同等以上の法人は存在するが、本市の施策の達成のためには、当該法人の事業経営に対して影響力を行使する必要がある。